

大和市監査委員告示第20号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年9月27日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 古谷田力

- 1 監査対象 文化スポーツ部
- 2 監査対象期間 平成30年9月～令和元年8月
- 3 監査年月日 令和元年9月27日
- 4 監査の方法 この監査は、文化スポーツ部（文化振興課、国際・男女共同参画課、図書・学び交流課、スポーツ課、イベント観光課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
  - (1) 予算執行に関する事務
  - (2) 収入調定に関する事務
  - (3) 契約に関する事務
  - (4) 基金管理に関する事務
  - (5) 補助金交付に関する事務
  - (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
  - (7) 財産管理に関する事務
  - (8) 備品管理に関する事務
  - (9) 文化財調査報告書販売に関する事務
  - (10) 学習センター使用料徴収に関する事務
  - (11) 学校施設使用料徴収に関する事務
  - (12) つり銭・領収印の管理に関する事務
  - (13) 切手の受払に関する事務
  - (14) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
  - (15) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
- 5 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(図書・学び交流課)

行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。